

令和7年12月1日

(株)キムラ商品券等に関する 還付手続について (お知らせ)

山形地方法務局

株式会社キムラ発行の商品券等の還付手続にかかる支払証明書が、東北財務局から債権者の皆様宛てに11月28日付けで郵送されました。

これにより、債権者の皆様は、配当金(還付金)の払渡請求が可能となります。還付の手続きにつきましては、自宅でできる簡単・安心な郵送請求をお願いします。

なお、供託金払渡請求書については、記載例をご確認の上、記入もれのないようにお願いします。

配当金(還付金)は、供託金払渡請求書受付後、審査の上、請求書にご記入いただいた口座へ振り込みます(現金でのお支払いはできませんのでご了承ください。)。

ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先に、お問い合わせください。

(株)キムラ商品券等に関する還付手続についてのQ & A

配当手続に関するお問合せ、証明書に関するお問合せはこちらまで



[東北財務局ホームページ](#)

<お問合せ先>

山形地方法務局米沢支局

専用電話番号 070-9230-8499 (令和8年3月31日まで)

※上記電話がつながらないときは、以下にお問い合わせください。

023-625-1618 (山形地方法務局供託課)